

船舶事故等調査報告書

平成24年3月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011長第103号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年9月22日 10時00分ごろ	
発生場所	熊本県 <sup>みどり</sup> 緑川河口西方沖 宇土市 <sup>うと</sup> 所在の住吉灯台 <sup>すみよし</sup> から真方位285° 2,200m付近 (概位 北緯32° 42.8′ 東経130° 34.0′)	
事故等調査の経過	平成23年11月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 押船 第七天<sup>てんしやう</sup> 翔丸、19トン 270-41531熊本、株式会社村上工業</p> <p>B クレーン台船<sup>はっこう</sup> 八光七号、不詳 なし、株式会社村上工業</p>	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A プロペラ及びプロペラシャフトが曲損 B なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか2人が乗り組み、船首約0.7m、船尾約2.3mの喫水でB船を押して約5ノットの速力で緑川河口西方沖を西進中、平成23年9月22日10時00分ごろA船の船尾船底部が浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船は、B船を押して低潮時に緑川河口西方沖を西進中、住吉灯台西北西方の浅所に接近したことから、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、B船を押して低潮時に緑川河口西方沖を西進中、住吉灯台西北西方の浅所に接近したため、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・浅所が存在する河口水域を航行する場合は、浅所から距離を隔てて航行するか又は低潮時の航行を避けること。	